

第3部

平成14年度に講じようとする環境の保全及び創造に関する施策

第1章

循環を基調とする経済社会システムの実現

第1節 環境への負荷の少ない社会の構築

第2節 環境関連産業の振興

第2章

自然と人間との共生の確保

第1節 森林、農地、水辺等の持つ環境保全機能の確保

第2節 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保

第3章

快適な環境の保全と創造

第1節 自然環境と調和した生活空間の創造

第2節 人と自然とのふれあいの確保

第4章

すべての主体の参加による行動

第1節 自主的な活動の推進

第2節 環境教育、環境学習の推進

第5章

地球環境保全に向けた活動の推進と国際交流

第6章

共通的 基盤的施策の推進

第3部 平成14年度に講じようとする環境の保全及び創造に関する施策

第1章 循環を基調とする経済社会システムの実現

第1節 環境への負荷の少ない社会の構築

【1 廃棄物減量化とリサイクル】

(1) 廃棄物の発生抑制 減量化・再資源化の推進

○循環型社会づくりへの取組

「鳥取県循環型社会推進本部」のもとに、全庁的に循環型社会づくりを推進していく。
(循環型社会推進課)

○みんなで取組む「4つのR」推進事業

県民一人ひとりが、大量消費、大量廃棄に慣れた生活様式を環境に配慮した生活様式に転換し、日ごろの生活の中でごみの減量化 リサイクルに取り組み環境づくりを行う

ア 推進体制の整備

- (ア) リサイクル関連情報の提供
ホームページを活用し、イベント情報、再生品情報、リサイクルマーケット情報、エコショップ情報等リサイクル関連情報の提供を行う。
- (イ) リサイクル推進員の活動推進
県で認定したリサイクル推進員を対象に、活動状況、指導方法等の意見交換を行うとともに、リサイクルに関する勉強会を開催する。
- (ウ) 容器包装リサイクル法等の推進
容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法が円滑に施行されるよう情報公開、普及啓発を行う

イ ごみの減量化・リサイクルの実践の推進

- (ア) エコショップの普及促進
エコショップの活性化を図るため、エコショップ協議会の開催、消費者アンケートの実施、新聞折込みチラシを活用した普及啓発広告の実施等を行っていく。
- (イ) リサイクルマーケットの開催支援
住民団体等が行うリサイクルマーケッ

トの開催に対し経費の一部を助成する。
(補助率2分の1)

- (ウ) マイ・バッグ・キャンペーン事業の実施
エコショップにおいて一定回数以上レジ袋を辞退した場合、特典として抽選で記念品を進呈する事業を実施する。

ウ 県民の意識啓発

- (ア) リサイクルフェアの開催
企業等の出展によるリサイクル技術の紹介、日用雑貨等の再生見本市、住民参加のリサイクルマーケット、修理コーナーなどリサイクルをテーマとしたイベントを実施する。
- (イ) ごみと遊ぼうイン夏休みの開催
小学校5、6年生を対象に、ごみを出さない生活様式の実践、日常生活の中で行うごみの適正な扱い方(分別排出等)の実践など、ごみについて考え、体験する学習塾を開催する。
(循環型社会推進課)

○下水汚泥処理総合計画の運用

平成10年度に策定した下水汚泥処理総合計画に基づき、関係課と連携を図りながら広域的汚泥処理に関する市町村指導を行う。
(住宅環境課)

○グリーン購入の推進

平成13年度に制定した「鳥取県グリーン購入基本方針」に基づき、「平成14年度鳥取県グリーン購入調達方針」を策定し、取組内容を強化し推進する。
(環境管理推進課)

○鳥取県グリーン商品認定制度の創設

廃棄物や間伐材等を原料に県内で製造・販売される環境配慮商品について、県が独自に定める基準に適合した商品を認定する制度を創設する。適合した商品について、県は購入を推進するとともに、消費者等に対して紹介していく。
(環境管理推進課)

○建設リサイクル推進

建設リサイクル法の施行に伴い、鳥取県建設リサイクル指針を策定した。その中で、県事業における平成17年度の特定建設資材廃棄物

(コンクリート・アスファルト・木材)の再資源化の目標値を次記のように定めている。(管理課)

(畜産課)

表 3-1 特定建設資材廃棄物再資源化率の目標

特定建設廃棄物	再資源化率(%)
コンクリート塊	100
アスファルト・コンクリート塊	100
建設発生木材	75

○食品リサイクルモデル整備事業

食品産業等から排出される食品廃棄物等を効率的に処理し、高度利用を図るため、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者が行うリサイクル施設(堆肥化施設)の整備に対し助成する。(農政課)

○農業用廃棄物適正処理推進事業

農業用廃プラスチックの適正処理を推進するため、農家への普及啓発に取り組むとともに、地域における適正処理促進活動を推進する。(農政課)

○環境にやさしい農業総合推進事業

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」、「家畜排せつ物の適正及び利用に関する法律」の施行に伴い、地域資源である家畜排泄物の堆肥化による土づくりの推進を図るため、畜産農家と耕種農家の連携を基本に、処理施設整備や流通・利用対策等を総合的に実施する。

ア 湖山池周辺施肥削減対策

湖山池付近の集落で、水田の施肥削減技術を広域的に実証する。

イ 推進指導対策

堆肥の生産・利用の総合的な推進を図るため、農業改良普及所を中心に堆肥の品質に合った技術指導や啓発を行う。

ウ 堆肥等利用促進対策

地域毎の堆肥利用設備システムの整備

エ 鳥取県堆肥等処理施設緊急整備事業

家畜排せつ物の堆肥化処理を行う施設の設置に対し助成する。(農政課)

○資源循環型畜産確立推進指導事業

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の管理基準に即した家畜排せつ物の適正管理について畜産農家の巡回指導等を行うとともに、9月から県内15ヶ所で水質・臭気検査を実施し、検査結果に基づく指導を強化する。

また、堆肥生産技術の向上、耕種農家との交流を目的にした堆肥共励会を開催する。

○廃棄物焼却灰溶融スラグの活用方法の検討

今後、ダイオキシン類の削減、最終処分場の延命化等を図るため、焼却灰溶融固化施設の整備が進むものと思われる。このため、溶融固化によってできたスラグの有効活用により最終処分場の延命化、資源の再利用を推進するため、溶融スラグの県内での具体的な活用方策について検討を行う。(循環型社会推進課)

○廃棄物処理計画について

平成12年6月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正を受け、平成13年7月、従来の産業廃棄物処理計画から、一般廃棄物も含めた鳥取県廃棄物処理計画を策定した。今後、本計画に基づき、適正処理の確保を前提に、廃棄物の減量化、資源化に重点を置いた各種施策の推進に努める。(循環型社会推進課)

○ゼロ・エミッション調査事業

工業団地等に新たな推進組織の立ち上げを図るとともに、組織の円滑な運営を図るため、側面支援(指導・助言等)を実施する。(産業開発課)

(2) 廃棄物適正処理の推進

○産業廃棄物処理対策について

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、廃棄物処理計画を基に各種の施策を推進する。

ア 事業者、処理業者への指導・監督

事業者及び処理業者に対し、排出事業者処理責任の明確化、排出量の抑制及び適正処理の推進について、指導・監督を行う。

イ 排出事業者に、減量化、再資源化の推進及び適正処理の確保等についての助言、指導、監督の強化を図り、産業廃棄物の適正処理を推進する。

ウ 処理業者等が行う処理施設の設置及び維持管理に対する適正な指導を行うとともに、搬入産業廃棄物の厳正な管理を図る。

エ 医療廃棄物の適正処理対策

「鳥取県医療廃棄物適正処理指針」に基づき、医療廃棄物の適正処理に努める。

オ 産業廃棄物最終処分場及び産業廃棄物中間処理施設の適正処理対策

本年度中に「産業廃棄物最終処分場の構造指針及び維持管理指針」及び「産業廃棄物中間処理施設の構造指針及び維持管理指針」の見直しを行うこととしており 引

き続き、より安全な産業廃棄物処理施設の確保に努めていく。

カ 多量排出事業者に対する指導

廃棄物の発生抑制、適正処理のための処理計画の策定に向けた指導マニュアルに基づき、多量排出事業者には、処理計画の提出を求める。

キ 不法投棄対策の推進

「産業廃棄物不法投棄監視員」を4市及び日南町に各2名、他町村に1名設置しており、月に2日間、担当市町村区域のパトロール活動に当たっている。

後を絶たない不法投棄の撲滅に向け、循環型社会推進課に現職警察官1名を配置、鳥取、倉吉、米子の3保健所に警察官OB（廃棄物適正処理推進指導員）を非常勤として各1名を配置するとともに、不法投棄パトロール車を配備し、不法投棄監視員等と連携を取りながら、不法投棄等不適正処理の早期発見及び不正行為者に対する厳格な対応に努め、適正処理の推進を図る。

ク 廃自動車保管条例の施行

平成13年10月から施行した「鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例」及び同施行規則に基づき、保管基準に沿って、適正保管を指導していく。また、県内の不法投棄多発現場に監視カメラ等を設置し不法投棄防止を強化する。

ケ 産業廃棄物適正処理に係る啓発

産業廃棄物の適正処理を推進するため、(社)鳥取県産業廃棄物協会等関係機関と協力して、事業者、処理業者に対する各種研修会、講習会を開催する。

また、環境美化促進月間(9～10月)、不法投棄防止強化月間(10月)等において、市町村、県民等に対する研修会の開催、各種広報活動等、産業廃棄物の適正処理の推進に努める。(循環型社会推進課)

○公共関与による産業廃棄物処理の推進

公共関与事業の円滑な推進を図るため、(財)鳥取県環境管理事業センターへの職員派遣並びに、センター運営費等の無利子融資によるセンター支援を引き続き行う。

(循環型社会推進課)

○産業廃棄物処理税条例の制定

産業廃棄物処理施設の設置促進のための施策及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物処理税を創設する。(税務課)

【 2 大気環境の保全 】

○大気汚染の防止

大気汚染防止法、鳥取県公害防止条例、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の適正な施行のための事業を実施することにより、大気汚染防止を図る。

ア 規制

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設(ボイラー等)、一般粉じん発生施設(鉱物・土石のたい積場等)、特定粉じん発生施設(石綿に係る切断機等)、鳥取県公害防止条例に基づく粉じん関係特定施設(打綿機等)に対し規制を行うとともに、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律に基づく指定地域について法の適正な運用を図る。

イ 大気汚染状況の監視測定(連続測定)

大気汚染防止法の規定に基づく環境基準物質の常時監視測定等を実施する。

(ア) 一般環境大気常時監視

測定局 3局

鳥取市(衛生研究所)、倉吉市(倉吉保健所)、米子市(米子保健所)

・測定物質:二酸化いおう、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等

(イ) 自動車排出ガス濃度測定

測定局 3局

鳥取市(栄町交差点、丸山交差点)
米子市(米子市公会堂前)

測定物質:栄町交差点は、一酸化炭素、窒素酸化物の連続測定その他2地点は一酸化炭素の月1回の測定

(ウ) 有害大気汚染物質モニタリング調査

一般環境濃度測定:鳥取市(衛生研究所)、倉吉市(倉吉保健所)、米子市(米子保健所)

沿道濃度測定:鳥取市(栄町交差点)
測定物質 有害大気汚染物質のうち、ダイオキシン類以外の19物質について濃度測定を月1回実施する。

表 3-2 ダイオキシン類以外の有害大気汚染物質

1 アクリロニトリル	8 水銀及びその化合物	15 ベンゼン
2 アセトアルデヒド	9 テトラクロロエチレン	16 ベンゾ[a]ピレン
3 塩化ビニルモノマー	10 トリクロロエチレン	17 ホルムアルデヒド
4 クロロホルム	11 ニッケル化合物	18 マンガン及びその化合物
5 酸化エチレン	12 ヒ素及びその化合物	19 六価クロム
6 1,2-ジクロロエタン	13 1,3-ブタジエン	
7 ジクロロメタン	14 ベリリウム及びその化合物	

※ダイオキシン類を除く

(エ) ダイオキシン類調査事業

鳥取市（衛生研究所）、倉吉市（倉吉保健所）、米子市（米子保健所）、境港市（境港市役所）において、ダイオキシン類の濃度測定を年4回（春・夏・秋・冬）実施する。

(オ) 市街地での窒素酸化物汚染実態調査

窒素酸化物の汚染実態把握調査として、鳥取市（10地点）倉吉市（10地点）、米子市（10地点）においてNO_x簡易サンプラーによる定点調査を実施する。

(カ) 降下ばいじん等調査

県内市部を中心に降下ばいじん量の測定を実施する。

・調査地点 鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、日吉津村（環境政策課）

○騒音の規制

環境基本法に基づく環境基準の地域指定や、騒音規制法に基づく規制地域の見直し、追加指定を行うとともに、自動車騒音等の測定調査を行う。（騒音規制法に基づく規制地域4市2町1村）また、騒音に係る各種指導等を行う。

ア 騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の施行

法及び条例の施行に関し、市町村を支援するとともに、適正な規制地域指定のための検討を行う。

イ 自動車騒音常時監視調査

騒音規制法第18条に基づき自動車騒音の常時監視調査を実施する。

ウ 航空機騒音調査

- (ア) 鳥取空港周辺航空機騒音調査
（3地点×1週間/回×2回/年）
- (イ) 美保飛行場周辺航空機騒音調査
（3地点×1週間/回×4回/年）
（1地点×通年）

エ 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る指導等

事業者が同法に基づき各種届出（小売店舗の新設、時間延長等）を行う際に、当該店舗から発生する騒音に係る事項について指導 審査を行う（環境政策課）

○振動の規制

振動規制法の施行について市町村を支援する。（規制地域 4市1町）

振動規制法の施行

法の施行に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直し、追加指定を行う。（環境政策課）

○悪臭の防止

悪臭防止法の施行について市町村を支援するとともに、悪臭の排出実態を調査する。

（規制地域 4市26町4村）

ア 悪臭防止法の施行

法の施行に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直し、追加指定を行う。

イ 特定悪臭物質排出実態調査の実施

悪臭排出の地域特性、悪臭苦情の実態等を踏まえながら規制22物質の排出実態を調査する。（環境政策課）

【 3 水環境の保全 】

○水質汚濁の防止対策について

水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例の適正な施行等のための事業を実施することにより、水質汚濁防止を図る。

ア 規制

水質汚濁防止法に基づく特定事業場（水産食料品製造関係事業場など2,425事業所）、鳥取県公害防止条例に基づく汚水関係特定事業場（集団給食施設の調理施設、並びに鉄道業、道路旅客運送業、自動車整備業、ガソリンステーションの車両洗浄施設を有する724事業場）に対し、排水調査、改善指導等を行う。

イ 水質汚濁の監視、測定

水質汚濁防止法の規定に基づき、水質測定計画の作成、環境基準項目の常時監視等を実施する。

(ア) 水質測定計画の作成

水質測定を総合的かつ効果的に行うため、水質測定計画を作成する。

(イ) 水質の測定、調査及び公表

表 3-3 水質測定計画に係る調査地点、回数

環境基準 常時 監視 調査	水域名		調査地点		調査回数				
	河川	湖沼	海域	二級河川	都市河川	湖山池 流入河川	湖沼	海域	地下水
	千代川水系			7地点			年12回		
	天神川水系			5地点			年12回		
	日野川水系			5地点			年12回		
	湖山池			4地点			年12回		
	東郷池			4地点			年12回		
	中海			8地点			年12回		
	美保湾			8地点			年4回		
	日本海沿岸			8地点			年3回		
そ の 他	蒲生川			9地点			年2~4回		
	塩見川			3地点			年4回		
	河内川			3地点			年4回		
	勝部川			3地点			年4回		
	由良川			3地点			年4回		
	加勢蛇川			3地点			年4回		
	阿弥陀川			3地点			年4回		
	佐陀川			3地点			年4回		
	旧袋川			5地点			年12回		
	玉川			5地点			年12回		
	旧加茂川			5地点			年12回		
	大正川			1地点			年2回		
湖山池			5地点			年2~6回			
多輪ヶ池			3地点			年4回			
24海水浴場						シーズン前及び中計2回			
ー			71地点			年1~2回			

(環境政策課)

○公共下水道推進基金造成事業

公共下水道普及率促進のため、市町村が単独事業として行う管渠整備事業に対して補助金を交付する。(補助率 3~7%)

(住宅環境課)

○流域下水道事業

天神川流域下水道の整備促進を図る。

(住宅環境課)

○既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

浄化槽法の改正により平成13年4月から、浄化槽を新設する場合は、原則合併処理浄化槽を設置することとされたが、すでに設置されている単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽へ転換してもらうよう 広報等を通じて働きかけを行う。

(住宅環境課)

○河川環境整備事業

湖山池、東郷池の水質浄化対策として、公共下水道の整備による汚濁負荷の削減と併せて、本事業により底泥を除去し、水環境の改善を図る。

(河川砂防課)

○土壌環境対策推進事業

砂丘畑での硝酸性窒素流亡実態を把握し、窒素負荷低減技術を確立するとともに、水田での温室効果ガスの動態把握を行う。有機物施用の栽培基準を設定し、農家への普及を図る。

土壌診断の実施により適正な施肥指導を行う。(農政課)

○農業集落排水整備等

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持と併せて農村生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設及び雨水排水施設を整備する。なお、市町村が行うものにあたっては、その経費の一部を市町村総合給付金で補助する(補助率7~9%+特認)

(住宅環境課)

○漁業集落環境整備事業

市町村が行う漁業集落環境整備事業の次の事業について、その経費の一部を助成する。

- ・補助対象事業 漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、集落排水施設整備、防災安全施設

(住宅環境課、空港港湾課)

○ダイオキシン類調査事業(水質・底質)

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、公共用水域の水質・底質及び地下水の調査を実施する。

(環境政策課)

○生活排水対策の推進

米子、鳥取両市が策定した「生活排水対策推進計画」に基づき実施する各種施策に対し、助言を行う。

(環境政策課)

○中海水質浄化対策推進事業

中海の水質保全を図るため、平成11年度に第3期「中海に係る湖沼水質保全計画」(計画期間・平成11年度~15年度)を策定した。この計画に基づき、浄化対策を総合的、計画的に推進する。

(環境政策課)

○湖山池水質浄化対策推進事業

湖山池の水質保全を図るため、平成13年度に第2期「湖山池水質管理計画」(計画期間:平成13~平成22年度)を策定した。この計画に基づき、浄化対策を総合的、計画的に推進する。

(環境政策課)

○湖山池水質浄化技術実証検討事業

民間技術公開試験や衛生研究所の研究で蓄積した生物等を利用した水質浄化技術の成果を、湖山池の水質浄化に役立てるため、平成14年度から3年間の計画で、水田や水路を用いた実証規模での水質浄化試験を行う。

(環境政策課)

○ゴルフ場使用農薬水質調査

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止する観点から、県内各ゴルフ場の排水に含まれる農薬の水質調査を実施し、農薬の流出実態を把握するとともに、ゴルフ場に対する適切な指導、改善等に資する。

(環境政策課)

○水道水源監視指導事業

将来にわたる水道水の安全性の確保のため、「鳥取県水道水質管理計画」に基づき水道事業者が実施する「監視項目」の検査結果を集計し、全県的な検出状況の取りまとめを行い、水道事業者の水道水質管理の資料とする。

(環境政策課)

○みんなで支える給水事業

広域的な応急給水体制の確立を図るため、水道事業者が購入する給水車、ポリ容器等に県費助成を行う。

(環境政策課)

【 4 土壌・地盤環境の保全 】

○埋設農薬安全処理対策

未回収箇所周辺の水質調査等を実施し、安全対策を推進する。

(生産振興課)

○旧岩美鉱山・旧太宝鉱山鉱害防止事業

旧岩美鉱山及び旧太宝鉱山の鉱害を防止するため、流出する坑廃水(銅、鉄等を含む酸性水)の中和処理等を行う

(環境政策課)

○ダイオキシン類調査事業(土壌)

県内全域におけるダイオキシン類の環境汚染状況を把握するため、土壌の調査を実施する。

(環境政策課)

【 5 環境汚染化学物質の適正管理 】

○環境汚染化学物質対策の推進

庁内関係部局による「環境汚染化学物質対策連絡会議」により、ダイオキシン、内分泌攪乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)等の有害化学物質に係る環境汚染防止対策を推進する。

(環境政策課)

○環境ホルモン汚染実態調査

県内全域における環境ホルモン(23物質)の環境汚染状況を把握するため、水質・底質の調査を実施する。

水質調査 県内22地点 年1回

(環境政策課)

○ダイオキシン類調査事業(再掲)

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、県内における大気・土壌・水質・底質の調査を実施する。

・大気調査 県内4地点 年4回

土壌調査 県内26地点 年1回

水質調査 県内31地点 年1回

底質調査 県内18地点 年1回

(環境政策課)

○住まいづくり21推進事業(シックハウス・環境共生住宅の研修、住生活ビジョンの普及)

新しい時代に対応した鳥取県の住宅及び住生活のさまざまな提案を行う住生活ビジョンの中で、シックハウス対策及び環境共生の向上を推進し、住宅建設資材から発生する化学物質による健康への影響や、地球規模での環境問題に対するエネルギー、省資源、リサイクル、家庭廃棄物対策などの観点から、人や環境への悪影響を無くし、周辺の環境と調和した住み心地の良い住まいづくりを進めるために、消費者及び住宅生産者に普及啓発の研修会を行う。

(住宅環境課)

第2節 環境関連産業の振興

【 1 環境関連技術の開発 】

○県内研究機関連携推進事業

公設試験研究機関が相互に連携して本県独自の技術開発に努め、合同研究発表会を行うことにより、大学、高専、公設試験場などの研究成果を県内企業に波及させ、新技術・新製品開発の促進に努める。

(産業開発課)

○環境関連技術開発の推進事業

産業技術センターにおいて、県内の中小企業が取り組むことのできる、環境関連技術の開発普及に努める。

【平成14年度研究内容】

① 環境に優しい高温高圧水を利用した新規材料の製造方法

② 高分子系廃棄物のケミカルリサイクル技術の開発と高機能化に関する研究

③ K Pの化学物質によるS P代替パルプの開発

- ④ 光触媒リサイクルパネルを用いた高度排水処理システムの開発
- ⑤ 廃棄物利用のための有用微生物の検索と活用 (産業開発課)

【 2 環境関連産業の育成・振興 】

○環境産業育成支援資金融資の実施

県内において、廃棄物処理業者等が行う県の循環型社会の構築に向けた施策の推進に資する施設 設備の整備に対して融資を行う。
(循環型社会推進課)

○リサイクル技術共同研究助成事業

本県におけるリサイクル技術の高度化を図るため、県内に所在する企業等が、県内外の大学等と共同して行う研究開発に対して助成を行う。
(循環型社会推進課)

○とっとり新産業創造支援事業

中小企業の廃棄物処理 リサイクル技術、環境保全技術に関する技術開発等の取組みを促

進するため、研究に必要な経費に対して補助する。
(産業開発課)

○中小企業経営革新支援事業

中小企業が廃棄物処理・リサイクル技術・環境保全技術に関する新たな分野へ進出し、新製品開発、販路開拓の取り組みを行うために必要な経費に対して補助する。
(産業開発課)

○やる気のある企業支援事業

中小企業の廃棄物処理・リサイクル技術・環境保全技術に関する基礎研究経費から販路開拓経費まで一貫した支援を行う
(産業開発課)

○創造的中小企業育成支援事業

創造的な事業活動を行う中小企業者に対し、(財)鳥取県産業振興機構を通じて直接金融、間接金融による支援事業を行う
(産業開発課)

表 3-4 支援内容

〈とっとり新産業創造支援事業、中小企業経営革新支援事業〉

区 分	内 容
対 象 者	県内に事務所又は事業所を有する中小企業者
対象経費	原材料費、構築物費、機械装置、工具器具費、外注加工費等
補助率等	総事業費の3分の2以内の額
上限額等	独自技術開発型企業育成補助金 : 100万円
	創造技術研究開発費等補助金(創造枠) : 3,000万円(法認定要)
	〃 (ものづくり枠) : 500万円
	中小企業経営革新事業費補助金 1,300万円(法承認要)

〈やる気のある企業支援事業〉

区 分	内 容
対 象 者	県内に事務所又は事務所を有する中小企業者
対象経費	謝金、旅費、原材料費、構築物費、機会装置、外注加工費等
補助率等	総事業費の2分の1以内の額
上限額等	・500万円
	・事業期間は2年間 創造法の認定、経営革新法の承認が必要

第2章 自然と人間との共生の確保

第1節 森林、農地、水辺等の持つ 環境保全機能の確保

【 1 森林の環境保全機能の確保 】

○保安林整備管理事業

保安林の指定、解除並びに保安林の適正管理に努める。

- ・保安林の指定及び解除
保安林の適正管理 (森林保全課)

○造林事業

森林生産力及び森林の有する公益的機能の増強を図るため、森林整備を行う。

- ・人工造林及び保育
・天然林施業 (森林保全課)

○森林計画樹立事業

森林施業を計画的に実施するため、県内民有林の森林資源及び伐採・造林等の実施状況を調査し、流域単位で地域森林計画の樹立及び変更を行う。 (林政課)

○治山事業

森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図るため、荒廃地、山地災害危険地区等の整備を推進するとともに、森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、保安林の機能強化を図る。 (河川砂防課)

○森林保全管理事業

保安林の管理、林野火災の予防のため、森林保全巡視指導員等を配置して巡視を行うとともに、地域住民の啓発指導を行う。

- ・保安林の管理
林野火災の防止、山地災害の情報収集 (森林保全課)

○森林病虫害の防除

松くい虫等の防除について、森林病虫害等防除法に基づき、地域住民の意向を尊重するとともに情報公開に努め、各種防除処置等を総合的に実施し、被害の低減を図る。

また、松くい虫防除に係る空中散布農薬の飛散状況(大気中濃度)を調査し、その結果等を専門家により評価する。また、得られた結果は、今後のより適正な空中散布の計画作成に資する。 (環境政策課、森林保全課)

○間伐材搬出促進事業

健全な森林の育成、資源の有効利用のためには、間伐の推進、間伐材の搬出促進が必要であり、「鳥取県緊急間伐5ヶ年計画」の実行を確実なものとするため、間伐材の生産・流通経費に対する助成を行う。 (林政課)

○県産材活用促進事業

生産・加工・流通の各段階において県産材であることを証明する制度を整備し、県産材の需要拡大を促進する

また、県森林組合連合会等の広域団体を中心として、木材供給者、設計者、大工・工務店の連携を促進することにより、県産材を活用した住宅の建設等を促進する。

さらに、県産材を活用した学校間連施設等を整備し、木材の良さの普及啓発を行う。 (林政課)

○高林齢間伐促進事業

森林の有する水源涵養や山地災害の防止機能を確保するため、間伐が遅れ、下流域への影響が危惧される森林について、間伐・枝打ちを実施する。 (森林保全課)

○枯松伐採促進事業

鳥取県枯松伐採促進条例のもと、枯松の自己伐採を促進し、美観の維持及び県民の安全を図る。 (森林保全課)

○間伐材利用推進事業

間伐が必要な森林や間伐が手遅れとなっている地域で、市町村と森林所有者とが協定を締結し間伐を進めるほか、路網や機械を整備し間伐木の搬出を促進する。 (森林保全課)

○美しく快適な環境整備事業

集落周辺、道路沿線等の森林において、災害の未然防止のため、除伐、間伐、枝打ち危険木の処理等の森林整備を行い、安全で安心して生活できる住環境を整備する。 (森林保全課)

○水源かん養税(仮称)の検討

森林の有する公益的な機能を県民みんなで守り育てる意識を醸成するとともに、森林の荒廃を防止し健全な育成を図るため、水源かん養税(仮称)の創設について検討を行う。

(税務課)

【 2 農地の環境保全機能の確保 】

○農薬適正使用推進対策事業

農薬の適正使用について啓発活動を行うとともに、残留調査や販売業者への指導等を行う
(生産振興課)

○農村総合整備事業

農業生産基盤と農村における生活環境条件を計画的かつ一体的に整備することにより生産性の高い農業の育成と活力ある農村を建設する事業を行う。旧村及び全町を対象とする市町村型と、生活圏が同一な数集落を対象とする集落環境型がある。
(耕地課)

○農地を守る直接支払事業

中山間地域の農地の持つ多面的機能の維持確保を図るため、耕作放棄地の増加が懸念される地域において、農業者等が行う農業生産活動及び多面的機能を増進する活動に対して直接支払いを行う。
(経営支援課)

○山村振興農林漁業対策事業

山村等の中山間地域の振興を一層促進するため、地域の自主性、創意工夫の発揮を通じて、山村等の多面的機能の強化による地域の活性化と定住の促進のために必要な事業を行う。
(企画振興課)

○中山間地域総合整備事業

自然的、経済的、社会的に恵まれない中山間地域において、それぞれの地域の実情にそった農業の展開方法を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤を総合的に実施し、活性化を図るとともに、地域における定住化の促進、国土、環境の保全等に資することを目的とする。
(耕地課)

○農地を守る集落営農組織育成事業

中山間地域において、耕作放棄地の発生を防止するため、兼業農家や高齢農家を中心に集落ぐるみで営農に取り組む組織を農地を守る担い手として育成するなど 農地保全活動の支援を行う。
(経営支援課)

○単県農業農村整備事業

農業に積極的に取り組む農業者を支援するため、国庫補助基準に満たない小規模な農業生産基盤の整備及び生活環境の整備を行う。
(耕地課)

○ふるさとのせせらぎ・あぜ道保全事業

中山間地域の土地改良施設の有する国土・環境保全等の公益的な機能の良好な発揮とこれらの施設と一体的に保全する必要がある農地を集落共同活動等を通じて地域全体の整備保全を推進することにより中山間地域の活性化を図る。
(企画振興課)

○農地防災事業

農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り 併せて国土及び環境の保全を行う
(耕地課)

○植物防疫総合対策事業

病害虫の発生予察に基づき、適切な防除対策を実施するとともに、予防方法、防除方法の確立を図る。
(生産振興課)

○農山村ふる里活性化支援事業

農山村地域にある棚田等の地域資源を活用した保全活動及び体験交流活動の実践による地域の活性化を支援する。
(企画振興課)

○棚田地域等保全整備事業

今後とも農業を継続する意欲のある地域において、営農の継続を通じた棚田地域等の多角的機能の維持を図るため、棚田地域等の実情を踏まえ、棚田地域等保全計画の策定、農業生産基盤や棚田保全活動施設の整備等を行う。
(耕地課)

○環境にやさしい農業総合推進事業

土づくりを基本に農薬や化学肥料に依存しない環境と調和した農業を総合的に推進し、有機農産物、特別栽培農産物といった環境と調和した安全、高品質な農産物の生産を促進する。また、家畜排泄物等の適正な処理により、家畜排泄物に起因する環境問題の防止を図る。
(農政課)

【 3 都市地域の自然環境の確保 】

道路や住宅、公園等で適切な緑や自然の保全を図るとともに、都市周辺部の里山等の保全を図る。

○都市公園事業

布勢総合運動公園 スポーツ施設改修
東郷湖羽合臨海公園 南谷地区整備、メダカ池拡充
(都市計画課)

【 4 水辺（河川、溪流、砂浜、沿岸域等）の環境の保全 】

○河川改修事業

洪水による被害を軽減することで人々が安心して暮らせるよう、河川改修の促進に努める。

- ・平成14年度事業箇所 塩見川、由良川、加茂川等 (河川砂防課)

○河川維持修繕事業

河床に堆積した土砂を取り除き、河床や河岸に繁茂した雑木 水草等の除去を行い、河川の機能維持に努める。(河川砂防課)

○海岸保全事業

海浜部に護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ等を施工し、波浪等による海岸の侵食を防止する。

- 平成14年度事業箇所 福部海岸、湯山海岸等 (河川砂防課)

○海岸侵食対策事業

波浪等による海岸の侵食を防護し、もって国土保全をするとともに背後の地域住民の財産等を保全する。

- ・平成14年度事業箇所 赤碕港海岸（八橋地区）、泊漁港海岸、羽合漁港海岸、田後港海岸 (空港港湾課)

○海岸環境整備事業

海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜、沿岸域の環境とそこに生息する野生生物の保全に努め、憩いの場としてふさわしい海浜として整備する。

- ・平成14年度事業箇所 大栄海岸

国土保全と調和のとれた親水性のある海岸空間を創出するため、離岸堤(潜堤)及び遊歩道の整備促進を図る。

- ・平成14年度事業箇所 鳥取港海岸、網代漁港海岸 (河川砂防課、空港港湾課)

○砂防事業

溪流の侵食、土石流の流下防止を図り、下流域の安全を確保するとともに、溪流の良好な環境を保全する。

- ・平成14年度事業箇所 山上川、田曾谷川、鍛冶屋谷川、柳谷川等 (河川砂防課)

○水環境整備事業

農業利用施設の保全管理又は整備と一体に施設の有する水辺空間を利用した生活環境の整備あるいは、農業水利施設の持つ地域用水機

能を支える組織とその活動を支援しながら機能増進のための整備を行う (耕地課)

○ため池等整備事業

農地、農業用施設等の災害を未然に防ぐため、ため池等整備補強を行う。(耕地課)

○磯場環境改善調査事業

海藻の減少等、磯場の荒廃要因を検討し、アラメ（大型多年性海藻）の移植等による磯場再生技術を開発する。また、効果的な藻場造成手法を確立するため、試験構造物の設置を行う (空港港湾課)

第2節 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保

【 1 「貴重な自然」と「身近な自然」の保全 】

(1) 「貴重な自然」の保全

「自然公園法」、「鳥取県立自然公園条例」、「鳥取県自然環境保全条例」等に基づき、生態系の核としての貴重な自然環境を維持していくとともに、保護管理や学術研究、自然体験・学習等の自然ふれあいの場としての利用など必要な条件整備を図る。

ア 自然公園

(ア) 自然公園の保護管理

自然公園については、「自然公園法」及び「鳥取県立自然公園条例」に基づき、行為の許認可等に係る指導や現地の巡回指導によって、その適切な保護管理を図る。

(イ) 鳥取砂丘の景観保全

鳥取砂丘においては、「鳥取砂丘景観保全事業計画」（平成13～15年度）に基づき、県・鳥取市・福部村・環境省から構成する「鳥取砂丘景観保全協議会」が主体となり、景観保全に必要な除草や除間伐をモニタリング調査を行いながら実施するとともに、風向・風速調査、ボーリング調査など砂丘の景観保全のための調査を継続して実施する。

また、新たに集積した砂を風上側の侵食箇所に移動し、その堆積状況の追跡調査を行う。さらに、除草等に係るボランティアの導入について研究する。

(ロ) 大山の頂上保全

大山においては、「大山の頂上を保護

する会」をはじめ多くの人々と関係機関が一体となって大山頂上の植生復元と崩壊防止に係る対応を実施してきた。その結果、徐々に植生が回復しつつある。今後、その成果を継続的に保つため、平成14年度も「大山の頂上を保護する会」の活動に協力していくこととしている。

(エ) 自然公園の環境美化

自然公園内の主要利用地においては、利用者による空き缶等廃棄物が各所で問題となっているため、自然公園の環境美化について普及啓発を行うとともに、自然公園財団の美化清掃活動に対して助成を行う。

また、自然保護関係団体・地域住民・関係行政機関等が一体となった美化活動として、大山地域においては春と秋の各1回、山陰海岸地域においては春と秋の各1回と8月の第1日曜日に実施する。

イ 県自然環境保全地域

「鳥取県自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域について、新たに1地域の追加指定を行うとともに、これに係る制札板(1基)の設置等、保全のための啓発を行う。

ウ 貴重なビオトープの保全・再生

希少な野生動植物が生息・生育する森林・草原・湿地等の「貴重なビオトープ」の保全・再生を図るため、これに取組む地域団体等を支援する事業(ビオトープ保全・再生事業)を実施する。

エ 貴重な自然地域の学術調査

貴重な自然が残されている三国山、高鉢山、高山、鷲峰山など西因幡から三朝町東部にかけての山岳地域を中心とする一帯の自然環境について、学術的調査を行う。
(環境政策課)

○みんなの大切な自然公園(国定・県立)監視指導事業

国定公園及び県立自然公園内において、自然公園監視員を設置し、野生植物の違法採取の監視、歩道等公園利用施設の管理状況の巡視等を行う。
(景観自然課)

(2)「身近な自然」の保全・再生

農村や市街地などの「身近な自然」については、開発等による自然への影響を極力少なくするとともに、本来身近にいる野生動植物の生

息・生育の保全とその適正な管理を図りながら、生物生息空間の保全・創出に努める必要がある。

このため、メダカ・ホタル・カブトムシ等の身近な生きものが棲む自然環境づくりに取組む地域住民団体等を支援する事業(「ビオトープ保全・再生事業」)を引き続き実施する。
(環境政策課)

【 2 生物多様性の確保と野生生物の保護管理 】

○自然環境保全基礎調査

生物の多様性は、人間の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図る上で重要であるため、自然環境保全基礎調査(環境省委託調査)の一環として、生物多様性調査(中 大型哺乳類)を引き続き実施する。
(環境政策課)

○希少野生動植物の保護

希少野生動植物の保護及びその生息・生育する自然生態系の保全を目的とした「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく、「希少野生動植物保護基本方針」を策定するとともに、「特定希少野生動植物」の指定を行う。また、「保護管理事業計画」の策定及び「自然生態系保全地域」の指定に係る調査を実施する。
(環境政策課)

○全国野鳥保護のつどい開催事業

「第57回愛鳥週間全国野鳥保護のつどい」の開催を通じて、人間と野鳥が共生できる豊かな自然環境を守り、育み、次の世代に継承することの重要性について県民の理解を深める準備をする。

開催期日 平成15年5月11日(日)

開催場所 大山国体広場(大山町大山)

(森林保全課)

○「オオタカの棲む森」(仮称)づくり事業

県が取得した旧大山ビレッジ計画地において、オオタカなどの野鳥が生息しやすい環境づくりを行うための森林整備を行うとともに、野鳥観察会等を実施することで自然とのふれあいの場を提供する。
(景観自然課)